

(仮称) 岡崎市徳川家康公顕彰条例(案) に対する意見と市の考え方

【概要】

パブリックコメント募集期間：令和6年6月7日(金)～令和6年7月8日(月)

意見提出方法：直接持ち込み1件、ファックス1件、電子申請総合窓口3件

提出人数：5人

意見件数：5件

※いただいたご意見は趣旨を損なわない程度に要約しています。

No.	意見	市の考え方
1	顕彰の日付が、家康公の生誕日12月26日とすることには、正直、違和感があります。 岡崎市は、12月26日を顕彰日と定めようとしています。現実には、この日にあやかるイベント開催はかなり無理があります。26日の前日は、クリスマス、その前は、クリスマス・イブと、多くの日本人は、そこにほとんどの精力を注入しています。ですから、この日は、イベント疲れを癒す日でもあるのです。そこで、提案ですが、顕彰日は、桶狭間の戦いの後、家康公(そのころは、元康だったでしょうか)が、岡崎城に入城した永禄3年5月23日にちなんで、5月23日にしてはいいでしょうか。今川のくびきを離れ、実質的に岡崎の地で立ち上がったこの日こそ、家康公の顕彰日にふさわしくはありませんか。市民の皆様には、5月23日の意義を理解していただく方が、より家康公への顕彰が深まるでしょう。それに、この時期は、気候も穏やかですし、桜祭りの後、次のイベントを企画するにも、ほど良い時間的な間隔もあります。岡崎市の将来を思えば、クリスマス直後の厳冬の日より、5月の方が正解でしょう。	12月26日につきましては、生誕日であること、また本市では近年「家康公生誕祭」ほか様々な行事が行われ、定着もしてきたことから、「徳川家康公の功績をたたえる日」に最もふさわしいと考えております。 5月23日についても、歴史上重要な日であることに変わりはありませんが、将来、記念行事開催などの動きがあれば、改めて検討してまいりたいと考えます。
2	九月の岡崎市議会に上程予定の「家康公顕彰条例」について、岡崎市は意見の募集を始めました。この記事を読んで愕然としました。家康公は郷土の誇る英傑ですが、一個人です。顕彰事業を行うのは任意の個人または団体が担うのが筋で、行政(公的機関)が主体であったり指導や方向付けするのは、ご法度でありましょう。趣味的な意味合いを持つ顕彰事業の予算は税金で賄われるのか、実行担当は広告代理店などの民間会社に丸投げされるのではないかと、一部の仲良しグループが陰で牛耳るのではいか等々、疑問があります。 家康公顕彰事業を望むのは声高な少数者で、反対表明するのは更に少数派でありましょう。反対されないから支持されている、という理屈は通りません。家康公顕彰事業は身内びいきと他者から判断され逆効果となるのは明白です。顕彰条例によって、皆で揃って同じ方向を向くという形態を取ってはなりません。偉人の姿は個々人の中でそれぞれに在るものだからです。 岡崎市は「徳川」だけでなく「足利」の拠点でもあり、武家政権樹立の要地でした。徳川家と家臣団のみ注目させる条例は、岡崎の全体像を見る目を失わせることになりあす。 この条例を通しては、岡崎市の見識の低さを露呈することになります。	この条例では「顕彰」という言葉を使っていますが、特定の個人や集団を無条件に尊ぶことを市民に強制する意図はありません。郷土の歴史に思いを寄せ、未来を考える働きかけとして、条例の周知に努めてまいります。
3	前文に「…岡崎市民の名誉にかけて、平和国家を希求し続けることと連綿と続く歴史、文化及び伝統産業を次の世代に守り伝える取組を通じ、」とあります。解説に「…三河武士の生き方に想いを寄せ、平和国家を希求し、歴史、文化及び伝統産業を次の世代に伝える取組を続けることで」とあります。文化は、『「歴史文化資産」とは、「岡崎市文化財保存活用地域計画」で扱う歴史的・文化的な資産の名称で、文化財保護法の類型に収まらない本市固有の歴史や文化、人々の暮らしを物語るものを含みます。』となっています。 ここでは、踊りや唄などは取り上げられていないのでしょうか。五万石踊りや、竹千代音頭、岡崎音頭、えびすくい音頭など夏の盆踊りで踊られる踊りや、正調五万石など、保存会などで、継承に努められている、唄なども解釈に入れるべきと思います。また、伝統産業とはどのようなものか、八丁味噌と花火しか、聞かえてこないが、具体的なものは考えられておられますか?矢、太鼓、和ろうそく、銅器、人形、おもと、表具、和菓子、酒、当然ながら、石製品や、仏壇製作にまつわる技術、他いろいろあるが、含むのであればそれも解釈に入れて頂けると良いと思います。 第3条第3号の解説では、「歴史文化資産が市民に未永く親しまれるよう、適切な保存活動や利活用に資する施設整備を支援すること。八丁味噌、三河花火を始めとする伝統産業の振興、匠の技の承継を支援すること。」とありますが、前文の解説に対して申し上げた、内容をこの号の解説として盛り込んだ方がよいと考えます。	歴史文化資産の定義から考えて、踊りや唄、また八丁味噌や花火以外の伝統産業も、当然歴史文化資産に含まれると考えます。ただし条例や機関で認証するものではなく、歴史文化として市民から愛され引き継がれていくなかで、自然に位置づけられていくものと理解します。 条例を周知していく中で、解説内容について、御意見を参考にさせていただきます。
4	東京都で完成間際のマンションが、富士山が見えないという景観理由で壊すことになった。 法律違反はしてなくても、地域住民の声を無視して建築物が建つことが多い。 岡崎市もお城と大樹寺周辺は、必要以上に高い建築物の規制を望む。 また地域住民の多数決等を取り入れて欲しい。	御意見として承ります。
5	「穢土欣求浄土」の言葉を導入で使うことに違和感がある。私の認識では、「厭離穢土欣求浄土」は松平家の旗印に使われ、家康公まで受け継がれたとされている。大河ドラマ「どうする家康」の熱があるうちに市民意識の醸成を図ることは悪いことではないが、大河ドラマの流れだと家康公から「厭離穢土欣求浄土」を用いた感じに受け止めてしまう。 「どうする家康」はエンターテインメントのドラマであり、諸説ある史実に対して誤解を招くなら「厭離穢土欣求浄土」の言葉は削除すべき。「厭離穢土欣求浄土」の言葉がなくても、他の内容には影響ないと考える。	条例を周知していく中で、御意見を参考に、「厭離穢土欣求浄土」の解説内容を検討してまいります。